

堺市善行者表彰 被表彰候補者推薦要領

【制定趣旨】

奉仕活動等市民の模範となる善行を長年にわたり継続し、明るく住みよいまちづくりに努めてきた方々を顕彰する。

【対象者】

本市区域内に居住する方で、下記の[堺市善行者表彰制度における善行の考え方]に該当し、
＜対象となる活動＞A～Cのいずれかに尽力した方。

[堺市善行者表彰制度における善行の考え方]

当該表彰制度における善行とは、以下の全てを満たす行為とする

- 社会貢献 不特定多数の者（特定の個人又は団体以外の者をいう）の利益に役立つ行為
- 自発的な意思 自らの意思をもって行われる行為（団体の一員としての活動でないこと）
- 営利を目的としない 財産上・金銭上の利益を得ることを目的としない行為

＜対象となる活動＞

対象	活動例
A. 美しく清潔なまちづくり活動又は平和で安全な環境づくり活動	○道路、公園など公共の場所の清掃 ○地域のゴミ減量化や環境美化の推進
B. 社会的に援護を要する人に対する愛情をもつての救済活動	○社会福祉施設への慰問、奉仕活動
C. その他市民の模範となる善行に値する活動	

対象とならない活動…上記活動であっても、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ①公共団体や公共的団体の職務として行われた活動（堺市等から委嘱を受けて行われた活動など）
（例）スポーツ推進委員活動、交通指導員活動、公園愛護委員活動、
青少年指導員活動、民生児童委員活動、障害者相談員活動、統計調査員活動など
- ②多数の人が携わる組織単位での活動
（例）自治会活動・子ども見守り隊活動・ボランティアサークル活動など

③特定の個人・団体を対象に行われた活動

(例) 特定のグループに対するスポーツ・音楽等の指導活動 など

④対価を得て行われた活動

⑤国会議員、府議会議員、堺市議会議員

⑥堺市職員、堺市立の学校園の教職員

【基準年数】

○活動期間 10年以上《令和4年3月31日時点》

【推薦者】

○各校区代表者

【表彰式】

○堺市表彰式（7月26日）

【留意事項】

○候補者の推薦にあたっては、校区内各種団体へもご相談いただき、広く善行者の把握に努めていただきますようお願いいたします。

○候補者をご推薦いただいた後、表彰選考委員会を経て、被表彰者が決定されます。その後、校区代表者様宛てに被表彰者の決定連絡をいたします。

<担当課>

堺市 市長公室 秘書部 秘書課

TEL：072-228-7616

FAX：072-222-8441